

山 青 森 県 報

第二千一号

平成十四年三月二十七日(水曜日)

目 次

訓 令

○狩猟監視員に関する規程を廃止する訓令……………(自然保護課) ……一

告 示

○都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……二

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……二

公 告

○県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三

出 先 機 関

○土地改良区の役員の住所変更……………(農 林 水 産 事 務 所) ……四

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

○第五種共同漁業に係る増殖計画量の基準……………(水産振興課) ……四

正 誤

○昭和五十九年九月二十九日号外規則中……………(総務学事課) ……八

訓 令

青森県訓令甲第三号

○平成十三年十二月五日定例告示中……………(健康福祉課) ……八

狩猟監視員に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

狩 猟 監 視 員 に 関 す る 規 程 を 廃 止 す る 訓 令

狩猟監視員に関する規程(昭和三十八年十月青森県訓令甲第四十四号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、弘前市広域都市計画公園事業を平成十四年三月十八日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前市広域都市計画公園事業（三・三・九号安原公園）

三 事業施行期間

平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県弘前市大字大清水字上広野及び字下広野地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第百二十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

第二号を削り、第三号の表中

株式会社みちのく銀行金木支店

株式会社みちのく銀行金木支店

株式会社みちのく銀行中里支店

を

北津軽郡金木町大字金木

北津軽郡中里町大字中里

に改め、同号

を第二号とする。

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、笹内地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで

三 縦覧の場所

岩崎村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、下豊良地区の県営土地改良事業（担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで
縦覧の場所

十和田市役所
七戸町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、日本中央地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで

三 縦覧の場所

東北町役場
天間林村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、板柳地区の県営土地改良事業（農村総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで

三 縦覧の場所

板柳町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、下田北部地区の県営土地改良事業（農村振興総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月二十八日から同年四月二十四日まで

三 縦覧の場所

下田町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒石市大字中川字花岡四八の一、五〇の二、五〇の二、五一、六一の三、六二の二、六二の四、六三の一及び六三の二	京都市上京区出町今出川上る青龍町二三一 株式会社マルハン
十和田市大字三本木字一本木沢二〇六の一及び二〇六の五	八戸市小中野一丁目三の一五 トヨタカローラ八戸株式会社
十和田市大字三本木字北平一四七の九四五及び一四七の一〇三七	十和田市大字三本木字下平六〇の九五七 有限会社エステーシーサンテック

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年三月二十七日

西地方農林水産事務所長 熊 谷 宏

役員別の氏名	住所	住所変更の日
理事 吉田 末吉	旧住所 西津軽郡深浦町大字鱸木字亀ヶ崎一三〇 新住所 西津軽郡深浦町大字鱸木字亀ヶ崎四一の二	平成一三・三・三〇

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第二号

第五種共同漁業に係る平成十四年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成十四年三月二十七日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 武 尾 善 藏

免許番号	河川	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	あゆ やまめ いわな	産卵床造成一箇所以上 産卵放流 一万尾（六〇キログラム）以上 産卵放流 一万尾（三五キログラム）以上
内共第二号	吾妻川	あゆ やまめ いわな	産卵床造成二箇所以上 産卵放流 五百尾（二二キログラム）以上 産卵放流 二千尾（六二キログラム）以上
内共第三号	追良瀬川	あゆ やまめ いわな うぐい	産卵床造成五箇所以上 産卵放流 四万五千尾（九〇キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上
内共第四号	赤石川	あゆ やまめ いわな うぐい	産卵放流 一五万尾（九〇〇キログラム）以上 産卵放流 一万尾（二〇キログラム）以上 産卵床造成一箇所以上
内共第五号	中村川	あゆ やまめ いわな こい うぐい	産卵放流 二万尾（二二〇キログラム）以上 産卵放流 一万尾（二〇キログラム）以上 産卵放流 五千尾（二〇キログラム）以上 産卵放流 五千尾（二〇キログラム）以上 産卵床造成一箇所以上

内共第六号	平滝沼	こい ふな	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(二〇キログラム)以上
内共第七号	廻堰大溜池	こい ふな	種苗放流 五千尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 七千尾(二四キログラム)以上
内共第八号	明神沼	こい ふな わかさぎ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 ふ化放流 二五〇万粒以上
内共第十号	十三湖	こい ふな うぐい わかさぎ	種苗放流 一万尾(五〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 ふ化放流 二五〇万粒以上
内共第十一号	山田川	こい ふな	種苗放流 七万尾(一四〇キログラム)以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上
内共第十二号	岩木川	あゆ やまめ こい ふな いわな うぐい かじか	種苗放流 一五万尾 (一、二〇〇キログラム)以上 種苗放流 六万三千尾 (一八九キログラム)以上 種苗放流 五万尾(二〇〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 二万尾(七〇キログラム)以上 産卵床造成十箇所以上 産卵床造成五箇所以上
内共第十三号	平川	あゆ やまめ こい ふな	種苗放流 二万三千尾 (一四〇キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 三万五千尾 (七〇キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上

内共第十四号	浅瀬石川	あゆ やまめ	種苗放流 一万二千尾 (七二キログラム)以上 種苗放流 三万五千尾 (一三〇キログラム)以上
内共第十五号	旧十川	こい かじか	種苗放流 五万尾(三〇〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上
内共第十六号	藤枝溜池	こい ふな	種苗放流 二万尾(一八〇キログラム)以上 親魚放流 二〇尾(一・六キログラム)以上
内共第十七号	二ノ沢溜池	こい ふな	種苗放流 二万五千尾 (一二五キログラム)以上 種苗放流 一万五千尾 (九〇キログラム)以上
内共第十八号	十川浪岡川	こい ふな	種苗放流 六千尾(三〇〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(二〇キログラム)以上
内共第十九号	増川川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 一千尾(六キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 一千尾(三キログラム)以上

内共第二十 六号	内共第二十 五号	内共第二十 四号	内共第二十 三号	内共第二十 二号	内共第二十 一号	内共第二十 号
清水川	小湊川 盛田川	野内川	田代沼	合子沢 川	蟹田川	今別川
あゆ やまめ うぐい	やまめ こい うぐい	あゆ やまめ いわな うぐい	いわな にじます	やまめ いわな にじます	あゆ やまめ こい いわな うぐい	あゆ やまめ いわな
産卵床造成二箇所以上 産卵放流 五千尾(二〇キログラム)以上	産卵床造成一箇所以上 産卵放流 三千尾(六キログラム)以上 産卵放流 一万五千尾 (三〇キログラム)以上	産卵床造成二箇所以上 産卵放流 二千尾(二キログラム)以上 産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵放流 三万尾(六〇キログラム)以上	産卵床造成七箇所以上 産卵放流 一万五千尾 (三〇キログラム)以上	産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 四万尾(四〇〇キログラム)以上	産卵床造成二箇所以上 産卵放流 一万尾(六〇キログラム)以上 産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 八千尾(一六キログラム)以上	産卵放流 一万尾(六〇キログラム)以上 産卵放流 一万五千尾 (三〇キログラム)以上

内共第三十 三号	内共第三十 二号	内共第三十 一号	内共第三十 号	内共第二十 九号	内共第二十 八号	内共第二十 七号
野牛川	大畑川	易国間 川	目滝川	川内川	田名部 川	野辺地 川
うなぎ こい	うぐい いわな やまめ あゆ	いわな やまめ あゆ	あゆ やまめ いわな	うぐい いわな やまめ あゆ	うぐい こい やまめ わかさぎ	うなぎ うぐい いわな こい やまめ あゆ
産卵放流 五百尾(二〇キログラム)以上	産卵床造成三箇所以上 産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵放流 四万尾(八〇キログラム)以上	産卵床造成五箇所以上 産卵放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵放流 七千尾(四二キログラム)以上	産卵放流 三千尾(一八キログラム)以上 産卵放流 五千尾(一〇キログラム)以上	産卵床造成六箇所以上 産卵床造成五箇所以上 産卵放流 二万五千尾 (七五〇キログラム)以上	産卵床造成四箇所以上 産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上 産卵放流 二万尾(四〇キログラム)以上	産卵床造成二箇所以上 産卵放流 二千尾(五キログラム)以上 産卵放流 一万尾(三〇キログラム)以上 産卵放流 五千尾(二五キログラム)以上 産卵放流 一万尾(四〇キログラム)以上

内共第四十号	内共第三十号	内共第三十号	内共第三十号	内共第三十号	内共第三十号	内共第三十号	内共第三十号
七戸川	小川原湖	高瀬川 市柳沼 田面木沼	老部川	老部川	小老部川	左京沼	大沼
やまめ こい	えび うなぎ わかさぎ うぐい ふな こい	うなぎ わかさぎ ふな こい	やまめ いわな	あゆ やまめ	あゆ やまめ いわな うぐい	こい	こい
種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上	産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 種苗放流 二千五百尾 (五〇キログラム)以上	種苗放流 一五万尾 (三〇〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 種苗放流 二千五百尾 (五〇キログラム)以上	種苗放流 五千尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(五キログラム)以上	産卵床造成二〇箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二〇箇所以上 種苗放流 六万五千九百尾 (一、二八〇キログラム)以上	種苗放流 二万尾(八五キログラム)以上	種苗放流 三万尾(二二七キログラム)以上

内共第四十号	内共第四十号	内共第四十号	内共第四十号	内共第四十号	内共第四十号
新井田川	馬淵川	長沼	長沼	奥入瀬川	奥入瀬川
あゆ やまめ こい ふな いわな うぐい	あゆ やまめ こい いわな うぐい うなぎ	ひめます	うなぎ にじます うぐい いわな こい	あゆ やまめ	あゆ やまめ こい いわな うぐい にじます
種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上	種苗放流 一三万三千尾 (七〇〇キログラム)以上 種苗放流 五万尾(二二〇キログラム)以上 種苗放流 八万尾(二四四キログラム)以上 種苗放流 三万尾(六四キログラム)以上 産卵床造成一三箇所以上	種苗放流 六千尾(三〇キログラム)以上	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上	種苗放流 七万尾(四二〇キログラム)以上 種苗放流 二五万三千尾 (七六〇キログラム)以上 種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成一〇箇所以上	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上

正 誤

総 務 学 事 課

昭和五・九・元外	発行年月日	規 則	区 分	第五〇号	番 号	一〇	ペー	段	行	誤	正
										建設の都合は、	建設の都合は、

健康福祉政策課

平成三・三・五 第一九五五号	発行年月日	告 示	区 分	第六六八号	番 号	二	ペー	段	行	次のように改正し、平成十三年十二月一日から施行する。	次のように改正した。
										誤	正

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭